

国税庁行政文書管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨

国税に関する確定申告書、更正・決定通知書などの行政文書については、各税目に応じて課税処理を行うことができる期間保有することとして取り扱っており、国税庁行政文書管理規則別表第 1 の事項 23 において、その保存期間を規定している。

今般、平成 27 年度税制改正に伴い、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置が創設されたため、本制度の適用を受けて作成（取得）する行政文書の保存期間について、管理規則別表第 1 の事項 23 に追加する。

また、相続税及び贈与税の申告書等関係書類について、管理規則別表第 1 の事項 23 の保存期間の見直しを行う。

2 改正の内容

(1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度創設に伴う所要の措置

平成 27 年度税制改正に伴い創設された、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置について、受贈者が 50 歳に達した日の属する年分の法定申告期限に係る特定日以後 7 年間、行政文書を保存することを追加する。

(2) 相続税及び贈与税の申告書・決議書等関係書類の保存期間見直し

相続税の申告書・決議書等関係書類（一般事案）について、保存期間を「更正等可能期間又は 10 年のいずれか長い期間」としているところ、同書類のうち決議書等の附属書類については、保存期間を「更正等可能期間」に変更等する。

3 今後のスケジュール

施行：平成 27 年 7 月 1 日